

○千葉県土採取条例施行規則

新	旧
<p>千葉県土採取条例施行規則</p> <p>昭和四十九年九月二十七日 規則第六十六号</p> <p>(受験手続)</p> <p>第一条の十二 試験を受けようとする者は、受験願書（別記第八号様式）に写真（縦六センチメートル、横四センチメートル）とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(合格証の再交付の手続)</p> <p>第一条の十四 前条の合格証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損し、その再交付を受けようとする者は、再交付申請書（別記第十号様式）に写真（縦六センチメートル、横四センチメートル）とし、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）を添えて提出しなければならない。</p>	<p>千葉県土採取条例施行規則</p> <p>昭和四十九年九月二十七日 規則第六十六号</p> <p>(受験手続)</p> <p>第一条の十二 試験を受けようとする者は、受験願書（別記第八号様式）に写真（縦八センチメートル、横六センチメートル）とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。以下同じ。）を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(合格証の再交付の手続)</p> <p>第一条の十四 前条の合格証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損し、その再交付を受けようとする者は、再交付申請書（別記第十号様式）に写真を添えて提出しなければならない。</p>

附 則（令和六年六月二十八日 規則第五十二号）

（施行期日）

1 この規則は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の千葉県土採取条例施行規則第一条の十二又は第一条の十四の規定により令和六年において受験願書又は再交付申請書に添えて提出する写真については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。